

2009年度 第19回全国学校現業職員研究集会・記念講演

# 公務の民営化と公務労働

講師：弁護士 尾林 芳匡氏  
(八王子合同法律事務所)



この資料は、2009年7月25～27日に開催された、第19回全国学校現業職員研究集会での記念講演を要約したものです。この講演録をもとに、大いに学習をすすめましょう。

2009年9月

日本高等学校教職員組合 現業職員部

## はじめに

自治体労働者の組織である自治労連の仕事をするようになって、もう十数年たちます。自治体労働者の皆さんの権利問題にとりくむうちに、公共サービスの民営化の動きが激しくなりました。民営化がなぜいけないのか、民営化の何が問題か、そこから逆に、果たして公共サービスとか公務というのは何だったのかということまで考えるようになりました。今日は皆さんの職場に身近な問題にしぼってお話したいと思います。

### 分野横断的な民営化の制度と問題点

「分野横断的」というのは、保育やスポーツ施設などいろいろな分野で共通して使われる、という意味です。

図1

地方自治体	地方独立行政法人	営利企業	NPO
法人格	別法人	会社	NPO法人
事業	移行	(規制緩和・特区)	
施設建設		PFI	
施設所有	出資	(PFI)	
施設管理		指定管理者	
職員	移行	非正規・派遣等	ボランティア

市場化テスト

廃止

まず私が考える一番オーソドックスな地方自治体の姿が、図1の左にたてに書いてあります。「地方自治体」は、独自に権利をもったり義務を背負ったりして、法人格を持つ。そして事業を営み、施設を建設し、所有したり管理したりして、職員を雇っています。

そこから2列右に、「営利企業」という列があります。法人格は会社です。今まで行政や公的団体でなければやれなかったさまざまな事業を、規制緩和や構造改革特区という地域限定の規制緩和によって営利企業がやれるように制度が変えられつつあります。

施設の建設所有に関わる制度として「PFI」があります。一部の公立学校で、建て替えのときにPFIを採用するケースが出てきています。公の施設の管理者が営利団体などに開放されるのが、「指定管理者制度」です。2003年から市町村部局や知事部局で、次々と自分たちの職場の管理が企業に丸投げされていく、この指定管理者制度が大問題になってきました。

さて、営利企業の一番下の職員のところに「非正規・派遣など」と書いてあります。民営化されると、企業の正社員の方たちがきちんと仕事をしてくれるようになると勘違いされている住民の方が非常に多くて驚くのですけれども、私は「民営化されて、企業の正社員の方が来ることは絶対にはないんです」と断言しています。民営化されるということは、

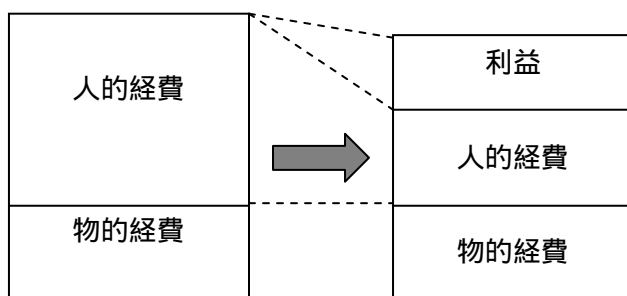
必ず担い手が非正規や派遣などに置き換えられるということです。

本来の地方自治体のあり方から一番遠いのが図1の右端にある「NPO」まかせ、「ボランティア」まかせです。NPOやボランティアというのは世間では、無償で奉仕する善意の素晴らしいこと、と描かれています。ところが、行政の側が「これからの時代は、NPOやボランティアと力を合わせてやるんだ」と宣言するとき、それは、行政がきちんと人を雇う責任を放棄するという文脈で使われています。たとえば「放課後子ども教室」の事業化の際に進める行政の方に聞きますと、放課後、子どもを預かる方に1080円出す、と言うのです。時給ですかと聞くと、3時間でも1080円だということです。営利企業にまかされている時は、時給360円で雇うということは、最低賃金法に触れて許されないのに、行政が旗をふって「NPOだ、ボランティアだ」と言う時には、最低賃金法をはるかに下回る処遇で働き手を雇う実態があるということです。ですから私は、NPOやボランティアという言葉が出てきたときには、企業にまかされるよりもっと無責任だと注意をして受けとめる必要があると思います。

図1の中の、地方自治体の本来のあり方と、営利企業にまかされた姿の中間に、「地方独立行政法人」という言葉があります。これは、各地で公立大学や公立病院、あるいは公立の試験研究機関について導入がすすめられていて、本来の地方自治体のやり方と営利企業にまかされたやりかたの、いろいろな面でちょうど中間形態です。

その下に「市場化テスト」という言葉があります。地方自治体がやっていた仕事を、民間企業に丸投げをするときに、民間と公務とどちらが安くできるか競争をさせた結果、こちらが点数が高いから民営化する、いわば民営化にお墨付きを与えるための競争手続きです。ですから、地方自治体から営利企業へ、独立行政法人から営利企業へ、あるいは地方自治体から廃止へ、という形で民営化をすすめるための競争のルールとして、この制度があります。これが民営化のためのしかけの全体図です。

図2



さて、図2を見てください。先ほど私は民営化されたとき、営利企業の職員として、正社員が来るのではなく、必ず非正規・非常勤あるいは派遣などに置き換えられるという話をしました。それがなぜかということを説明するのがこの図です。左側が民営化されていないときのコストの内訳です。一定の物的経費があり、人的経費が上に乗せられた2階建ての図になっています。民営化されると右の図のようになります。右の図をよく見ると、物的経費の四角はあまり大きさが変わっていません。民営化されて物的経費が安くなるということはほとんどないからです。右側の民営化された図は、3階建てになっていて、左

の図にはなかった「利益」という四角が一番上に乗っています。株式会社というのは営利を目的とする社団法人ですので、必ず利益をはじきだして株主にお金を配らなければなりません。したがって民営化されるということは必ず利益がはじき出されます。そうすると左側にはなかった利益が右側には必要になって、全体が3階建てに必ずなっていくわけです。そして、2つの図を比べると、右側の図のほうが、四角全体が少し小さくなっています。多くの公共サービスの民営化は財政難をテコにしてすすめられ、必ず「全体のコストを減らします」というふれこみでやります。すると、全体のコストは必ず減らされる、物的経費はあまり減らすことができない、公共であれば必要なかった、「株主への利益の配当＝利益」を確保しなければならない。このため、人的経費は必然的に3分の1くらいに圧縮されています。公共サービスが公務に担われていた時代よりも人件費が3分の1くらいに圧縮されなければ、わが国の民営化というのはそもそも論理的にできないのです。前段で説明したいろいろな法制度、指定管理者、PFI、独立行政法人という言葉も、煎じ詰めると全部このしくみです。

まとめると、公共サービスの民営化というのは、今まで利益を上げる余地のなかった部門から株式会社、広くいうと経済界、企業が利益をあげていくものです。すなわち、人件費を3分の1程度にして大幅に圧縮し、公共サービスの担い手はすべて非常勤・派遣などに置き換えられる。これが、わが国ですすめられている民営化すべてに共通する正体です。まったく単純なことです。「官は非効率」だとか「民には能力がある」とか、いろいろ民営化をすすめるために言われていることはすべて、この正体をおおい隠すためのまやかしです。

## 自治体民営化の法制度のあらましと問題点

### 1. 公の施設の「指定管理者制度」

「指定管理者制度」は、これまで公務や公的団体によって管理されていた公共施設を、民間の営利企業の管理にまかせるという制度です。もともと経済界が、公の施設の管理を民間にまで拡大せよ、と要求していました。日本経団連は「経営労働政策委員会報告」で「規制緩和を通じて行政サービスを民間に開放し、この分野の膨大な潜在的需要を顕在化させ、地域活性化につなげる」とし、また「財界」という雑誌が「官製市場改革元年」と言って大騒ぎをしていたのが2004年です。財界系のシンクタンクの三菱総研は「パブリックビジネス研究会」をつくり、経済界の雑誌に「民間企業にとって大きなビジネスチャンスとなる」と書いています。このビジネスチャンスのために民営化を進めているという見方が大変大切です。市町村などが公共施設を管理する企業を募集する情報をいち早くキャッチして企業に届けるという研究会に、企業は会費を払って参加します。自治体の管理などの民営化を受注して、仕事を非正規・派遣労働者などにやらせ、人件費を3分の1くらいに圧縮して利益を稼ぎ出す。その中からパブリックビジネス研究会の会費のもとがとれるのです。何十社もの企業がこうした研究会に参加しています。

このような動きが21世紀に入ってから、わが国ではあちこちで起きています。皆さんの

ちの職場で直面しているさまざまな民営化というのも、根っこをたどれば、「もっと儲け口をよこせ」という経済界の圧力の中で、法制度も自治体の動きもつくられている、という見方がとても大切だと私は思っています。

「指定管理者制度」の問題点は、住民サービスが絶えず下げられるおそれがあることです。担い手も人件費を大幅に圧縮され不安定になるし、物的経費もできれば下げたいというように圧力を受け、それによって利益を確保しようとしませんので、住民サービスが犠牲になるのです。

しかし、公の施設の指定管理者制度も、単純に広がっているわけではありません。統計によると、全国で6万1565の施設のうち、経済界があればほど儲け口としてほしいと大騒ぎしていたのに、株式会社・有限会社が指定管理者として指定された例は6,762、全体の11%です。これは「6万の公の施設のうち11%も企業の管理に渡されてしまった」という見方もできるのですが、当時の経済界の勢いからすると、「わずか11%しか企業の儲け口としてまだ差し出されていない」とも言えます。つまり、公の施設の「公共性を守れ」という住民運動や、「公共サービスの担い手のクビを切ったり、不安定な非正規に置き換えたりしてはいけない」という各地の地域運動が広範におこって、経済界が望んだほどには施設の管理についての企業参入は進んでいないのです。

さらに、公の施設の指定管理者制度は、たくさんの問題事例をひきおこしています。新潟県の上越市では、新井リゾートマネジメントという管理者の会社が倒産して、公立の牧場の管理者がいなくなった状態になってしまいました。この牧場は、動物の持ち主が倒産会社だったということで、動物のいない牧場になってしまい、遊具も使えない、食堂はあるけれども、食堂の厨房施設が破産管財人に押さえられてしまって食事が出せないなど、さまざまな面で公立の牧場の住民サービスが崩れてしまいました。北海道の帯広市では、学童保育で、帯広市はきちんと委託料を指定管理者に払っていたのに、そこが経営破綻してしまって賃金が渡らないということが起こりました。

公の施設の指定管理者制度については、いくつかの変化が行政や政治のレベルでもおこっています。たとえば指定管理者制度というのは障害者施設、高齢者施設などの社会福祉施設にも使われてきましたが、全国社会福祉協議会が、こんな提言をしました。「指定管理者制度によって経費削減が最優先されて、サービス面の内容がおろそかにされている」と指摘しています。

また、社会教育法の一部改正案について参議院での議論では、図書館の指定管理者の導入についてはまだ1.8%である。最大の理由は、指定される期間が3年から5年の短期であるため、長期的視野にたった運営が難しいということ、職員の研修機会の確保ができない、後継者の育成ができない。こういう問題が指摘されてなじまないの、やはり図書館の指定管理者制度は1.8%しかすすんでいない、と大臣が答弁しています。ここにでてくる、担い手がコロコロ変わるとか、長期的視野に立った人材の育成ができないとか、職員の研修機会の確保がむずかしいというのは、すべての民営化で共通しておこってくる問題です。公立図書館についての大臣のこうした答弁は、おおいに民営化反対運動の力になります。

マスメディアの動向も次第に「再選定するときにはもっと市民の目線でやるべきだ」と変わってきています。あるいは総務省が通達の中で「委託料については適切な積算に基づくものであること」と言うようになっていきます。しばしば、指定管理者の導入でやられたのは、「必ず競争入札をしなさい」ということです。利益は少しでも増やそう、それでいて安さを競おうと思ったら、賃金・人件費の切り下げ競争をやるしかありません。総務省が最近になって言う「適切な積算」とは要するに、その地域でふさわしい必要な人件費の単価を決めて、それを積み上げることによって目安になっている予定入札価格を決めて、それを下回る入札は安すぎてだめだ、質が保てないという取扱いをしるという意味です。そこまで指定管理者制度についての総務省の通達も変化している、というのがこの4年間の結果です。埼玉県宮代町議会では、図書館の民間委託を否決するということが起きました。

皆さん方は職場や地域で、民営化や退職者不補充の嵐の中で過ごしていると、「民営化の流れは一方的な流れで、時代の趨勢でしかたがないのかな」と感じられることもあるかもしれません。しかし自治体の現場では、住民と自治体労働者が協力したさまざまな運動が各地にあり、決して経済界が思うようなスピードで民営化の波が進んでいるわけではありません。しかも、民営化に伴って、住民に被害がおよぶようなさまざまな問題がでるごとに、これはあまりにも行き過ぎではないか、慎重にせよという動きもまた他方で強くなっているということをしっかり見る必要があります。経済界のねらいがあつて強力に進められてはいるけれども、抵抗する運動もおおいに広がっていて決して単純に進んではないのだという、この両面をよく見るのがとても大切だと思います。

## 2. PFI法

地方議会の人たちの中には、「PFI」と言われるだけで、横文字の制度ですからよくわからないので、財政難でも立派な施設が建てられる「魔法の打ち出の小槌」のようなものだ勘違いして、賛成してしまったような人たちがいます。しかし実際は、冒頭の図で示したとおり、民間企業に施設の設計建設などを丸投げする制度で、いろいろな問題が起きていますし、きちんとやろうとすると決してコストは下がりません。

PFIのやり方を簡単に言いますと、たとえばこの部屋が公共施設だとすると、今までの公共施設を建てる時には、「仕様」といって、何平方メートルの会議室がいくつあったら、柱はどのくらいの太さで、鉄骨が何本入った柱を何本たてて天井を支えるということ、自治体や行政の側で定めて、その仕様通りに建設が進んでいるかどうかを細かく検査していました。ですから、大工さんや建設業者から、「役所の工事だから検査が厳しくて」とか「なかなか検査が通らなくて、時間がかかって」という話を聞くことがよくあります。PFIというのは、設計や仕様を民間企業に丸投げします。ですから、おおむねこのくらいの広さの会議室がいくつある公共施設をつくってください、という施設の性能だけを企業に注文したら、あとは全部企業任せにしますので、企業ごとに斬新なデザインを競ったり、特殊素材で柱はこれだけ細くてすむんですとか、そういうことがやられてきたわけです。

問題事例を紹介します。仙台松森事故というのがありました。仙台市で初めてのPFIによる仙台松森PFIという、ゴミ焼却熱を利用した温水プールができました。今から4年前の7月に開館したところ、わずか1ヶ月たった8月に宮城沖地震がおき、PFIで建てたプールの天井が崩れ落ちて、泳いでいた住民が何十人も重いケガを負うという深刻な事故が起きました。ちなみに同じ宮城沖地震の時に、従来どおり公務員が設計仕様を定めたプールは一つも崩れませんでした。この事故は、不十分な検査で手抜き工事を見抜けなかったことが原因でした。このPFIプールの事故について、仙台市が中間報告をまとめ、天井の手抜き工事が原因だと書いた上で、「この事故はPFIの本質による事故とは言えない」が、「従来型の公共施設建設のやりかたをとっていたら起きなかった」であろうという趣旨のことを書きました。私にはPFIによる事故というのと同じだとしか思えないので、この中間報告を紹介して論文を書いていた。そうしたら中間報告ではあったその表現が、最終報告では削られてしまって、「PFIによるものとは言えない」が、「PFIへの自治体の関与を強化する必要があることを示す」事例だという趣旨に変わりました。PFIに丸投げしておいて、いっしょうけんめい監督を強めましょうというなら、最初から自分で従来通りやればいいのであって、こういう意味でもPFIの矛盾点がでてきています。

高知の病院は、構造改革の旗振り役、規制改革推進会議の議長がいるオリックスグループが、病院の管理運営に乗り出しました。ところが、材料費を安くして医業収入の23.4%にしてみせる、と約束して落札したのに、蓋をあけてみたら大赤字をくり返して、とうとう今年の春になってPFIの企業の側から、約束通りのコストカットは自分たちではできません、と白旗をあげて、高知県・高知市に対して契約解除を申し出ています。

ほかにも、滋賀県の近江八幡市総合医療センターはこの春、契約解除となりました。また、PFIの情報公開がされないとか、名古屋港イタリア村では経営破綻して労働者百数十人に解雇問題が起きたとか、各地でPFIの失敗事例がたくさんあることを紹介しておきます。

### 3. 構造改革特区

今まで自治体や公的団体がやっていた大学経営を、地域を限定してその自治体の中では株式会社が経営していいという、構造改革特区という仕組みができました。それによって、株式会社のLEC大学を始めました。ところが株式会社大学を始めた直後から、大勢の講師がいることになっているのに、全国8つの大学を衛星中継する授業ですから、質問したくても大学に先生がいない、講師の方の控え室もただ机があるだけで研究室の体をなしていないなど問題だとずっといわれていました。とうとう、今年の6月22日にはLEC大学は、来年度の生徒募集を停止して、今いる大学生の方が卒業したら廃校する方向になっています。

構造改革特区で株式会社が大学経営、学校経営に乗り出すことも、始まった当時は、これからは株式会社が素晴らしい学校経営をやってくれるというふれこみでしたが、5年もたたないうちに、やっぱりこれではどうしようもなく質が悪いということで、とうとう大

学自身が募集をやめるところまで破綻しているというのが今の実情です。

#### 4. 市場化テスト

「市場化テスト」というのは、競争によって民営化をすすめるための手続きです。ほんとうは民営化を一方向的にすすめたいのですが、官がやっている仕事と、民間との間で点数をつけて競争して次々と民営化をすすめるというしくみです。この市場化テストに対しては、私たちも法案段階からずいぶん批判をして、自治体の現場ではあまり広がってはいないのですが、国の施設建設や公共サービスの中では、すこしずつ広がりつつあります。特に皆さんに注意をしていただきたいのは、この市場化テストそのものが広がるというのはまだあまりないのですが、市場化テスト的な考え方、安さを競争させればいいのだという考え方が、この法律を機に一気に広がっていることです。民間保育園の園舎の建て替えのような工事のときにも、行政の側で補助金をつける以上、「合い見積もり」をとって競争させて少しでも安いところにやらせない補助金をつけられない、という運用が始められています。競争してコストを下げる時に、削れるところは人件費だけですので、競争入札によって人件費を削る競争があちこちで行われつつあるということです。

#### 各分野ごとの動向

##### (1) 保育、学童保育

保育の民営化もすすめられています。東京都練馬区では、保護者の反対運動をおしきって、ピジョンという株式会社が保育の民間委託を受けました。ここでは4ヶ月間で保育士が8名も退職してしまい、子どもさんが保育士になつかないという問題になっています。2006年3月には、このように保育士さんがくるくる変わっていたのでは「園児やその保護者に多大なる不安をもたらすのみならず、維持すべき保育の質そのものにも重大な影響を及ぼしかねない」という、練馬区長名の異例の改善勧告が、保育の民営化の受注したピジョンに対して出される事態になり、毎日新聞で大きく報道されています。

また埼玉県吉川市の保育園では、コピーアンドアソシエイツという会社が指定管理者になりました。保育士の質は悪い、保育活動の質は悪いという、保育の内容にかかわるところの評価項目は点数が低かったのに、なぜこの会社が指定管理者になれたかという、経費の削減がはかれるということで点数を稼いでこの会社が指定されたということで、やはり保護者から批判が出ています。

正反対に、東京文京区では「文京保育ピジョン」が出され、公設公営の維持を公式の方針として高らかに宣言しています。

学童保育では、「放課後児童クラブガイドライン」として、国は通達で、「子ども一人あたり畳1畳分は確保せよ」といっていますが、実際には自治体にそれだけの財源がないので、絵に描いた餅になっているというのが現状です。学童保育の指導員の方はほとんどが非常勤や臨時雇用で、不十分な労働条件で働いています。学童保育の条件を一定の基準を設けて支えるということが行政の面でも課題になっています。

## (2) 図書館

公立図書館で一番大事な仕事は、住民が知りたいことを相談に来た時に、窓口で、こんな資料がありますという資料の説明や、資料の提供をすることです。これは学校図書館の司書の仕事も同じです。ところが、江東区でこの一番大切な図書館の窓口業務を、民間企業に委託し、民間企業のパートの労働者の方が、個人の貸し出し情報を私的に利用するという問題がおきました。公立図書館で、だれがどんな本を借りているかということは、思想・良心の自由にかかわる大切な個人情報です。この方は、自分がはやく借りたいCDを、借りだししている人に「早く返せ」と電話をかけてしまい、読売新聞に報道されるような大問題になりました。

公立図書館で働いている自治体の職員の方たちは、図書館についての独自のネットワークを全国的にもつuckingいて、こうした指定管理者制度の動きや、個人情報の悪用という問題について、いち早く連絡をとりあって、膨大な情報をお互いに交流しています。

個人情報の悪用のケースは、マスメディアが取り上げることで、一般の市民のみならず、自分たちのためにあるはずの公共サービスがゆがめられていると共感を持ち、民営化は問題だということを市民が考えられるようになります。

民営化の問題点をマスメディアが取り上げ、民営化の問題点を市民の方たちも共感していけるような、組合活動の上での工夫は、学校の現業職員の皆さんにもぜひ考えていただきたいと思います。

大阪の豊中市図書館協議会は、図書館運営に指定管理者制度は「なじまない」という見解を出しましたし、社団法人日本図書館協会も、今から4年前の8月4日付の見解の中で、「住民の視点で考えると、図書館事業の有効な達成にとって、事業の継続性と発展性を確保することがとりわけ重要である」「図書館活動を発展的に重ねるノウハウを、サービスの現場で働く人、管理運営の組織のうちに蓄積できることが重要」「無料原則を図書館サービス充実の原理と考えれば、いわゆる『民間の活力』を経済的収益に活かすにも自ずと限度がある」という公式声明をだしています。

## (3) 文化芸術

文化ホールとか劇場、文化財などについても、大変な憂慮の声が文化人から広がっています。日本画の平山郁夫東京芸術大学長ら38人の方が、いまから3年半前の文化の日に、「効率性追求による文化芸術の衰退を危惧する」という共同声明を出しました。この中で「文化芸術の振興には、そもそも市場原理や効率性・採算性とは相容れない面があり、一律に効率性を追求することは、極めて危険である」ということを述べ、文化会館や芸術ホール、公立美術館への指定管理者制度の導入に反対の声明をだしています。日本学術会議は「博物館の危機を乗り越えるために」というすばらしい声明をだしていますし、公立天文台も、民営化や指定管理者制度の嵐の中で専門的人材の育成が困難であり、天文教育の上でこのままではいけないという趣旨の声明を出しています。

## (4) 介護

介護はかつて行政が管理していましたが、2000年に介護保険制度ができてから、民間の

企業と利用者が契約をして費用請求するという介護保険システムに変わりました。実は、今保育でも同じ制度にすることがねらわれています。この介護保険制度のなかで、コムスン問題が2007年におきました。この問題は、「介護ステーションにケアマネさんとヘルパーさんがこれだけいます」と費用請求する際、所定の人がないのに介護報酬だけ請求していた、というケースです。コムスンで1億数千万円、ニチイ学館で数千万円、全国的にものすごい規模の介護報酬の不正請求があったことがわかり、それぞれ資格停止などの処分がされました。とうとう親会社のグットウイルは、コムスンという介護事業を売却するという騒ぎになりました。

これも公務の民営化の矛盾がもっとも象徴的にでたケースでした。介護報酬というのはもともと現場の人手や、現場を充実するために積算されて決められているのに、その現場では、非正規のヘルパーさんの賃金をうんと安くしておいて、しかも定められた人も置かないで、本社や親会社へどんどんお金を吸い上げていったわけです。親会社のごく一握りの人は自家用ジェット機で遊び歩いていたと報道されており、現場の介護ヘルパーさんは著しく安い、交通費もでないような処遇でお年寄りの食事や入浴の世話をやっているのであり、これが介護サービスの民営化の結果もたらされている現実です。

#### (5) 水道

2年前、4月1日から初めて競争入札で東京都の水道検針の仕事で落札したウォーターテックという会社がありましたが、わずか17日で契約解除になりました。競争入札は一般に、「コストを下げるからいいものだ」という文脈で世間から見られているのですが、競争入札で果てしなく賃金を安くしていくと、どういうことがおきるか。ウォーターテックの社長さんのお詫び文がホームページに載りました。誤算は、「専門性のあるベテランの検針員」が来てくれなかったことにあったそうです。賃金を安くして落札すれば、ベテランの検針員が来てくれないのは当たり前です。「ベテラン検針員がようやく20人、新人64人、本社の応援22人、合計106人で検針をスタートしました。4月1日スタートしましたが、初日が雨、2日目が4月としては19年ぶりのみぞれという天候で新人検針員さんは総崩れとなり、毎日10名単位で脱落していきました」ということで期限までに検針業務ができなくなり、契約解除に至った、というのです。

私は、競争入札で、仕事の安さ、人件費の切り下げを競い合っていけば、どんな公共サービスでもこういうことがおきると思います。民営化で公共サービスが競争入札制度になったところではどこでも、委託料が安すぎると仕事に見合う賃金にならず働き手が辞めていく、高すぎれば落札できない。参入する企業の側でもやりようがないという矛盾がいたるところで出ています。

#### (6) 体育施設

2006年の8月に埼玉県ふじみ野市で、流れるプールの事故がありました。水を吸い込むところの柵がはずれていることを、泳いでいるお客さんからプールの監視員が告げられて、外れた柵を渡されました。監視員は、どんな危険なことかもわからないまま鉄柵を預かり、その間に小学生が吸水口に吸い込まれてしまったということに私は注目をしていま

す。監視員は、勤続3年の18歳の高校生アルバイトでした。ここはもともと公立プールですが、民間委託され、さらに約束に反して再委託されて、現場の方たちに安全教育とか、プールの構造とか、過去の事故例の教育はまったなしでしていませんでした。

私が「自治体民営化と公共サービスの質」という本を書こうと思ったのは、自治体民営化で住民サービスが犠牲になることが、お子さんの命の問題にまでなっていることに強い憤りをもったからです。これをなんとか告発しなければという衝動にかられて本を書くようになったといういきさつのある事件です。

その後、文科省と国交省は、委託先の方であっても現場にいる人に安全教育をしなければいけないという通達を出しました。国が通達を出したからプール事故がなくなったのかというと、通達を出したわずか3ヶ月後の2007年の8月23日に、今度は出雲市の指定管理者で、先ほど私が民間企業よりもっと無責任だと言ったNPOにまかされていた、「ヘルシーサポートいずも21」というプールでやはり事故が起きました。NPOは、1つのプールに2人ずつ安全監視員をおく約束になっていたのに、財政難から、2つのプールで1人の安全員しかおいていませんでした。このヘルシーサポートのプール事故は、NPOの側で、委託料では安全監視員をおいて命に責任をもつことはできないと判断し、指定管理者を辞退し、出雲市の直営に戻されました。

私は、公立プールの民営化や指定管理者制度の導入によって、命が失われるようなずさんな管理が続くことについて憂慮をしています。最近子どもだけでなく、朝日新聞の2009年4月17日の報道によると、静岡の県立体育館でバスケットのゴールにはさまれて死亡する事故が起きました。ここも指定管理者にまかされていて、体育協会と企業とのジョイントベンチャーの指定管理者の管理の下で、バスケットのゴール事故がおきています。このように事故は相次いでいます。

#### (7) 建築確認

耐震強度偽装問題というのが、何年か前に問題になりました。これも、一種の建築確認行政の民営化の結果おきた事件です。もともと建築基準法という法律では、建築確認の検査は行政の仕事としていました。どの町にも建築指導課というのがありますが、人が減らされています。98年に民間企業でつくった検査機関に検査を丸投げして、スピードアップして建築確認をおろせばいいと変えられてしまいました。その結果、耐震強度の不足するマンションがあちこちでできてこういう問題になりました。当時、日本弁護士連合会は、「住民の生命に関する建築基準について、民間の営利を目的とする株式会社が公正中立に検査できるか疑問」である、という趣旨の意見書を出して反対していましたが、反対をおしきって民間の指定確認検査機関を導入してしまった結果です。

#### (8) 学校給食

兵庫県の丹波市では、調理部門の民間委託を断念しました。学校給食は、「市が購入した食材で責任をもってやります」という市の給食の方針がもともとありました。他方で労働行政には、材料を請負側が準備しなければ適正な請負といえず、偽装請負になるという基準があります。市が食材の安全に責任をもとうとすると、偽装請負になってしまい、逆に

偽装請負にならないようにするために、調理業者の側で責任をもてば市の教育としての給食の方針を実現できない、ということです。教育としての給食の方針を貫徹しようとする  
と偽装請負になってしまい、適正な請負でやろうとすると教育方針を実施できないという、  
どうにもならない矛盾で、学校給食の民間委託を断念しました。これは各地で活用できる  
のではないかと考えています。

あらゆる分野の共同で、民営化の全体像が見える

以上が各分野でおきている民営化や民間委託の中でおきているさまざまな問題です。

私は、このような各分野の民営化の問題点の話を、たとえば保育園の民営化反対の集会  
に行っても、図書館の指定管理者反対の集会に行っても、全部お話しています。なぜでしょ  
うか。

保育の民営化反対署名だけで市民 10 万人の過半数を集められるかといったらそれは難し  
いし、図書館の指定管理者反対だけを考えてそれだけをやっていたら、図書館の指定管理  
者反対の署名が市民の過半数集まることも難しいでしょう。おそらく学校現場のさまざま  
な現業の仕事の民営化の問題や、退職者不補充の問題などでも、それ単独で市民の過半数  
の理解を得るのは難しい性質のものだろうと私は思います。

なぜ私が、どんなテーマの集会に行ってもこうした各分野の民営化の問題点を全部お話  
するのかと言いますと、それは、1つ1つの民営化を、保育の問題、図書館だけの問題と  
見ていったのでは、今の民営化に歯止めをかけるのは難しいと私自身が思っているからで  
す。今の民営化の動きというのは、公共サービスを担ってきた働き手の賃金を3分の1ぐ  
らいに切り下げ、正規を非正規におきかえて、経済界が公共サービスから収奪を増やそう  
という非常に大がかりなものです。1つ1つの個別の分野・現場における現れだけを見て  
いたのでは、なぜ民営化が問題なのか、全体としてどういうことになっていくのかとい  
うことは見えない。けれどもそれぞれの分野について、みなさんが直面している分野とは他  
の公共サービスの分野でも、民営化の嵐に対峙している自治体労働者や住民運動の方たち  
がたくさんいます。そのような方たちの直面している問題と、みなさんの学校現場で起き  
ていることが同じ問題なのだということのとりくみに進めることができ、お互いが同  
じ攻撃の中で運動しているのだということを理解し合うことになれば、それぞれの運動に  
とってプラスになるのではないかと思うのです。

### 公務労働の変化

今、公務労働やとくに自治体の公共サービスが、民営化の嵐でどのような現状にあるの  
かという話をしてきました。公務労働は大きく変化をしていて、住民サービスを実感でき  
る仕事から、外注業者の調整のような仕事になったことで、生きがい、働きがいを実感し  
にくい方向へ少しずつ変化をしてきています。

他方、高ストレス化がすすんでいて、社会経済生産性本部が全国の自治体のメンタルヘル  
スについての実態調査をしたところ、過半数の自治体でメンタルヘルス上の問題を抱え

る人が増えているという調査結果がでています。自治体で働く人たちが住民との関係でどんな悩みをかかえているか、アンケート調査では、「一人あたりの仕事量がかなり増えた 94.6%」「個人で仕事をする機会が増えている 71.8%」「職場のコミュニケーションの機会が減った 52.4%」「職場の助け合いが少なくなっている 48.8%」という結果がでました。

学校職場でも、たとえば一口に教員といっても、正規・非正規・再雇用、あるいは市町村負担の教員とさまざまな職種の人が増えていますし、現業の職場でも、おそらく正規の方が退職するとその後に非正規の方が来たり、あるいは民間委託されて委託先の方が来ていっしょに働くということになっています。そうすると、職場でコミュニケーションをとったり、チームワークを築いたりして仕事をしていくことがますます困難になり、いわば職場のなかの連帯がこわされていくことになります。

たとえば、委託業者の方がもし学校現場に入ってきますと、その方に「この仕事をやってください」と直接指揮命令をすると偽装請負になりますので、職員は委託先の方に対して直接の指揮命令はできないので、委託業者と行政との間の契約書のなかに細かい仕様書をつけ、契約にもとづく適正な請負だという形だけ作ろうという無理な方法で偽装請負の指摘を逃れようとするやり方が始まっています。そのような形では、現場で直接コミュニケーションすることができませんし、もし直接仕事のお願いをすれば偽装請負になってしまうという職場のあり方は、職場のストレスもさらに強いものにして、コミュニケーションをとりながらいっしょに子どものための教育を支えることができにくくなると私は思います。

全国的に民間も公務部門も非正規の働き手が増えています。自治体の偽装請負の例をいくつか紹介しておきます。兵庫県の篠山では、行政サービス代行会社ができていましたが、2006年12月に偽装請負で兵庫労働局の是正指導を受けました。埼玉の北本市コミュニティー協議会も無許可の人材派遣ということで埼玉労働局が是正指導をし、京都市立病院の庶務業務について偽装請負であると京都労働局が是正指導、尼崎でも住民票入力業務について偽装請負、それから広島安芸高田市でも業務委託会社が偽装請負と、全国で自治体のさまざまな仕事について、実際には現場の人たちの指揮命令を受けて働いているのに、形の上では委託業者の契約とか仕様書だけでごまかそうとしているところで、偽装請負だという指摘が多数されています。

ただ1つ注意しなければならないことは、偽装請負を単純に何でも偽装請負だと告発して労働局に指導させればいいのかということ、そうとばかりも言えません。適正な請負に直すことで自治体や学校の方針と反することもあるし、派遣は長く続けると直接雇用が問題になるのでその前に切ろうということで長期間働いていた人が雇用の危機に陥ったりする心配もあります。委託先業者の人たちが職場に入ってくるようなことに残念ながらなってしまった職場では、委託先から送り込まれてきた人たちが、委託の打ち切りだとか、雇用不安に陥らないように、その方たちの労働組合加入など、委託先の労働者の保護の仕組みをつくりながら、偽装請負の問題を指摘していくべきではないかと思います。

## 憲法改正の動向

### (1) 「構造改革」をすすめる自由民主党「新憲法草案」

現場でおきている民営化のさまざまな問題をあげてきました。これはさまざまな分野で全国的におきていることで、経済界が収益を増やすために求めているという話もしました。そのことをもう少し大きく見ると、いまの憲法が公共サービスや公務について定めていることを、大きく変えようとする動きと結びついているのだということをお話したいと思います。

自由民主党は「新憲法草案」を2005年11月に公表しています。皆さんは憲法問題という憲法9条を変えて、海外に自衛隊を送っていくことが憲法改悪問題だと思っていられませんかと思えますし、それは大切な自由民主党新憲法草案の柱ではあります。しかしもう1つ、今日私がお話ししたような、地方自治体の新自由主義的な作り替えも、自民党の新憲法草案に書かれていることに注意をしていただきたいと思います。

自由民主党新憲法草案の前文を見ると、こんなことが書いてあります。「国民は帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有する。」「自ら守る責務」をもっているというのは自衛隊の軍隊化を進める上で9条を変えようとする人たちから繰り返し言われていたことですが、「社会を自ら支える責務を共有する」とはどういう意味でしょうか。それは、「自立自助」「自己責任」ということです。国によって生存権、社会権、教育を受ける権利を保障してもらうのではなく、自分たちの自治体にお金があればそれなりの教育でがまんしろ、自分にお金があれば福祉や医療や教育の水準が下がってもしかたがないとがまんしろ、それは自分が支える責務をもっているのだから当たり前だと、こういう考え方を新しく打ち出しているのです。これが自由民主党新憲法草案の、9条改憲と並ぶ大きな柱になっています。今のわが国の日本国憲法は、憲法25条を頂点として、26条で教育、27条28条で働く権利を保障し、国や地方自治体の役割はこれにこたえることであり、財政もこのような人権保障に奉仕すべきものであるという仕組みになっていますが、自民党案は、国の役割や地方自治体の責任をあいまいにし、住民や地方自治体に自己責任を求めているということです。

### (2) 地方自治

第8章地方自治の章には「住民は自治体の『負担を公正に分任する義務』を負う」だとか「地方財政は自主財政を基本とする」という条文が登場します。たとえば東京都は大企業の本社が集中していて1兆6千億円も使い道のない積立金を持っていますが、地方の自治体に行けば行くほど財政難に瀕しています。このようなときに、「地方財政は自主財政を基本とする」ということになれば、国が企業からとった税収を地方に配るということはあまりやらないで、税収のとぼしい地方は教育条件が低下してもやむを得ない、という意味です。このようなことを憲法に書き込むというのが自民党案なのです。

### (3) 福祉国家の理念を崩す「地方行革の新たな指針」

自民党の新憲法草案の考え方を、地方自治の分野では「地方行革の新たな指針」でいち早く先取りをしています。指針にはこんなことが書いてあります。「これからの地方自治体

は、地方自治体が中心となって、住民の負担と選択に基づき、おのこの地域にふさわしい公共サービスを提供する」と。これが「分権型社会システム」だと言うのです。この「住民の負担と選択」とは、つまり、お金のある人は豊かに、お金のない人は貧しくということです。それから「各々の地域にふさわしい公共サービス」というのは、税収のある東京都などでは豊かに、税収の乏しい地方ではそれなりの福祉でよいではないかという意味です。「地方分権」というのはそういうことだということです。今日みなさんが直面しているように、経済界のための民営化の嵐の中で、次々と公共サービスが貧しくさせられている、その流れにさらに拍車をかけて、国の基本方針や地方行革の基本方針としてすすめているのが自民党の新憲法草案や総務省の地方行革指針であり、みなさんの職場の現実には、そのような政策的な体系の現れとして、今押し寄せてきているのだということを、私は強調したいのです。

さらに、自治体はサービスを供給する責任主体から戦略本部、つまり自治体には少人数だけいて、「あの業者はあれをやれ」「この業者はこれをやれ」という戦略をやればいい、手配師のようなことだけをやっていけばいいのだということが、地方行革指針の中に書かれています。

今日お話しした民営化との関係では、まず、あらゆる公共サービスは廃止を最優先で検討しろと書かれています。まず廃止、廃止がどうしてもできないなら企業を儲けさせる民営化。どうしても企業が儲けるような民営化ができないなら、やむなく地方独立行政法人。こういう順番で優先順位をつけて検討しなさいと書かれています。私が今日紹介したさまざまな民営化のやり方というのは、すべて自民党新憲法草案のめざす「新しい国づくり」の方向と、地方行革指針が先取的に示している「地方の財政力に応じてそれなりでよい」という福祉国家の理念を崩壊させる動きと結びついています。このような政策の中で、今日の民営化攻撃があります。

#### (4) 社会権、生存権を否定する「行政サービス制限条例」

税金を滞納していたり保育料を滞納していたりする人には、行政サービスを止めてもいいという条例が、今各地でつくられています。お金のない人については行政サービスを受ける権利を生存権として保障すること、社会権として保障することをやめてしまおうという、社会権保障という今の憲法の理念を崩す動きが自治体ごとに始まっています。学校現場では、給食費を滞納した人に対して弁護士をつけて法的手段をとれとか、あるいは学費を滞納している人について、卒業資格を与えないように、卒業式に出させないようにしろということがおきています。経済事情から子どもの貧困といわれるさまざまな経済的困難をかかえる人たちについて、行政が社会権保障として手をさしのべるという精神ではなく、お金の負担ができない以上、サービスを打ち切られて当然という、いわば商業、ビジネスの論理を教育の現場にまでもちこむような動きがあるのです。民営化や非正規化の動き、企業の利益のためには公共サービスを小さくするんだという今の動きは、社会権を犠牲にする考え方と結びついているのだということが、今日私がお話したい、とても大切な点です。

## 住民のための国・自治体づくりと公務労働運動の方向

### (1) 「構造改革」の克服と公共サービスの再生

2007年の参議院選挙で、すでに地方の一人区でほとんど自民党は負けましたし、8月末にひらかれる衆議院総選挙でも自民党公明党の与党が負けることは確実です。そのことは今の流れに新しい転機をひらく可能性を帯びていると思います。しかし、私は与党が負けさえすれば、おおいにこれからバラ色の世の中になるというように単純に思っているわけではなく、以下に述べるようなことが大事だと思っています。

それは、「自己責任」とか「公共の責任の後退」とか「企業の収益のために働くものの処遇を犠牲にする」という国づくり、地方自治体づくりの方向、ひとくりに新自由主義的な構造改革と私は呼んでいます。この根本的な問題を問い、住民を守る立場で、皆さんたちが社会に対して問題提起ができるかどうか、これからの国や地方自治体の政策の方向を左右する、とても大切な問題だと思っています。

投資的経費集中のための市町村淘汰（市町村合併によって中心街だけに立派な箱物を建てること）、国策による地方財政難（自動車や電機産業が輸出をして儲けるために、農産物の輸入を自由化したり、米の減反をおしつけたりして、農村や林業、水産業を疲弊させるという政策）、それから公共サービス低下・廃止と社会権の侵害、格差社会の助長などについて、根本的に何が問題なのかを学んで問題提起することが必要です。新自由主義的な構造改革の結果、公共サービスが営利企業にゆだねられることで、住民にとってどんな弊害があるのかということについて、みなさんにおおいに敏感になっていただきたいのです。自分の職場で直接自分に関わるだけでなく、自分以外の人たちも直面しているさまざまな問題について敏感になって、住民に公共サービスを守り充実させる道筋を提起できるだけの政策的な力を、皆さん一人ひとりに持っていただきたいのです。

私は公共サービスであるためには、5つの視点が大事だと思っています。第1は、専門性・科学性です。これはたとえば保育園の床面積が一人あたり何㎡いるという基準を守ることであり、最近では科学的な基準をどんどん崩して基準の切り下げる動きが強まっています。第2は、人権保障と法令遵守。図書館の個人情報の問題などを先ほど紹介しました。第3は、実質的平等性、お金のある人だけがサービスを受けられるようではいけない。第4は、民主性、住民の意見にしたがって運営されることです。最後に、安定性、担い手がころころ変わったり委託先の倒産で住民サービスが犠牲にされてはいけない、という点も重要です。

### (2) 住民・公務労働者と議員の共同

最後に、住民と公務労働者そして地方議員の共同について述べます。

株の操作などで大もうけしている方もいて、そのような方は六本木ヒルズの高級スポーツクラブで体を鍛えています。会費を何万円でも払えます。ところが、一般庶民はどこでスポーツするか。それは百円玉を握りしめて公立プールに行くしかありません。公立プールが貧しく事故がおきるような状態におかれているということは、百円玉を握りしめてプールに行く層にとって、どれほど深刻かを皆さんに考えていただきたいのです。

ひと言で言うと、公共サービスは弱い立場の人たちのためにあります。弱い立場の人たちのものです。憲法 15 条は、公務員の地位というのは、全体の奉仕者と書いてあり、お金持ちの奉仕者とは書いていません。企業のビジネスチャンスの奉仕者とも書いてありません。弱い立場で費用負担能力があまり豊かではない人のためにこそ公共サービスはあるし、皆さんの公立学校もそのためにあります。ですから弱い人たちの立場が後景に退けられて、企業の収益のために学校職場が壊されていくことは、この意味からも許し難いことだと私は思っています。皆さんたちの仕事の誇りややりがいは、弱い人たちにも保障される公教育を担うというところにあるのだということ、あらためて強調したいと思っています。

運動論としては、住民と公務労働者、地方議員が共同できる仕組みをいかにつくるか、そのためにマスメディアに取り上げてもらえる工夫をいかにするかということも必要です。今自治労連は、住民の安全安心を職場から点検する取組を公務組合の運動としてやっています。学校職場の現業職員をめぐるさまざまな権利問題も、学校現場の安全や安心そして公教育の水準が、現業の仕事がおろそかにされることによってどれほどひどいことになるか、住民に告発できるような組合活動が必要だと私は思っています。そのうえでホームページの活用や、報道機関との協力なども考えていただきたいと思っています。

私は時間と費用の都合のつく限り、イギリス、アメリカ、カナダといった世界の公務労働運動の方たちと交流しています。日本でのイデオロギー闘争のヒントを、そういう機会に得るのです。

イギリスのUNISONは、公務の民営化について批判をするうえで、たくみにメディアやホームページを使っています。公務の民営化を批判するために住民向けに意見広告をだすそうです。日本の公務組合の意見広告は字ばかりのことが多いのですが、むこうは似顔絵ででっかく公務の民営化で大もうけした人の似顔絵をかいて、小さくメッセージを書くそうです。「あなたの税金がこの人のサラリーになる」と。このように、公共サービスの現場を貧しくして経済界の一握りの人たちに富を集中させるものだという公務の民営化の本質を巧みに住民に訴えるのが、公務組合の民営化反対運動の中で工夫されているそうです。

アメリカのノースカロライナでは、非常勤教員の健康保険をつくるために、公聴会というのを開いているそうです。公聴会で、子どもに責任をもつ大事な教員たちがどのように健康不安を持っているか、無保険で重い病気になってしまいくような悲惨な境遇にあるのかを、ビデオレターなどで見せたりするそうです。こうした場に党派を超えた地方議員に集まってもらって現場を知ってもらうという工夫を、公聴会方式でやっているそうです。

カナダの非常勤保育士の方たちは、どんどん処遇を上げているそうです。ストライキを、5年に1回の労働協約交渉の前にかまえるのだそうです。私が「日本では公務員バッシングがひどくて、公務員がストライキとは考えにくい、どうやったらストライキができるのか」と聞いたら、「ストライキをやる前に公務員組合の要求を支持するというポスターを多くの家庭に張り出してもらう」「グッドキャンペーンをまずやるのが肝心だ」「グッドキャンペーンに守られて初めて公務員はストライキをやれる」というのがカナダの方の話

でした。

日本の公務労働運動は、まだ労使関係の視野の中にとどまっていることが少なくないのではないかと、本当の主戦場は、住民が何を支持し選択するかにあること、住民の支持をいかに得るかにあるのに、まだまだこの点が公務労働運動の中心課題だという視点で運動が組み立てられていないことが多いのではないかと、海外の方との交流の中で感じています。

今日のような格差と貧困の進行する中で、みなさんの仕事は、弱い立場の人たちにとってこそ、もっとも光り輝いて、今こそ公務労働の出番だという時期になっていると思います。ぜひ住民の理解と支持を得て運動をすすめるためのさまざまな実践的工夫もしていただく上で、私のささやかな経験も参考にさせていただき、明日からのたたかいに、またがんばっていただけたらこんなにうれしいことはありません。

### 意見・質問

北海道：給食関係のことですが、兵庫県丹波市の学校給食センターが調理部門の民間委託を断念したという話は、本当に心強い事例でした。北海道では一昨年から現業職員の民間委託化がすすんで、去年から給食のほうも民間委託の学校がでてきました。私は障害児学校ですが、障害児学校で12校、定時制で2校、民間委託がおこなわれています。障害児学校には栄養士がいて、栄養士が食材を全部発注したり献立を作成して、業者は調理をするだけです。定時制は栄養士がいないので、道の栄養士が献立をたてて業者にだし、業者が食材を発注するという内容です。私たちは道交渉を、民間委託反対・撤回を求めています。これからどのように当局に迫っていったらよいのかアドバイスをお願いします。

愛知：愛知県でも給食業務が特殊支援学校で民間委託されています。愛知県も県側の意見としては、県の栄養士がいて食材は県が発注しますから、調理部門だけを委託するだけだと言います。私たちは偽装請負じゃないかと追及しましたが、「偽装請負にはならない。ただ学校の調理施設を提供するだけだから、自校方式であることにも問題はない」と県は言っているんです。講演の中で、兵庫県丹波市が食材を発注してやると労働局から指摘されたとありましたが、そうなると愛知の場合だったらこれはどういうふうになるのでしょうか。

日高教：私たちは総務省などと交渉すると必ず彼らが言うのが、「住民の理解と納得、それと自治体の長としての説明責任があるんだ」ということです。ヨーロッパなどでは、日本のようにこれほどひどい公務公共サービスの破壊はきつくないのだと思うのです。ヨーロッパでの住民運動や市民運動がつくってきた、公務公共サービスを守ろうという到達点などについて少しお話しをお聞きできればと思います。

### 尾林さん

1つめと2つめの質問をあわせて、学校給食の民間委託についての基本的な視点につい

て私が感じていることを申し上げます。しばしば公務組合の方の民営化反対闘争で感じるのは、利用者である住民の立場で、いかにわかりやすく偽装請負なり、学校給食の民営化の問題点を伝えられるかという視点です。

学校給食の民間委託は、論理的には偽装請負です。論理的には偽装請負だし、偽装請負にならないようにすれば、必ず学校給食についての当局の方針、教育としての学校給食に責任をもつという方針はゆがまざるを得ません。問題は、論理的には偽装請負であることを、当局がなぜ強弁して推進できているのかということです。現象としては、文部科学省が通達をだして、ここに気をつければ民営化をやっていいという旗をふっていることがありますが、私は、まだまだ住民、保護者、教育関係者の間に、学校給食の民間委託が、教育としての給食にどんな問題を起こすのかということが、浸透していないからではないかと感じています。

イギリスでも学校給食が民営化されてどうなったかが、雑誌「世界」で紹介されたことがあります。民間の調理員だった人の、チキンナゲットの中に、通常食材に使われない部位を混ぜて揚げて食べさせている。自分は将来のある子どもにそういう給食を食べさせてしまった、という内部告発を紹介しています。また、なぜアメリカに肥満が多いのでしょうか。アメリカの多くの学校に清涼飲料水の自動販売機があり、小さい頃からの食生活でいかに清涼飲料水になじんでもらうかに、清涼飲料水産業や外食産業は取り組んでいます。学校給食は企業にとって大きな市場であり、最近では日本でも、外食産業が給食に取り組み始めています。

長い目で見て、子どもの健康管理や栄養バランスや食の安全をゆがませるという角度からの、学校給食の民営化の問題点についての国民的な運動をさらに進める必要があるのではないのでしょうか。当局が偽装請負であっても強行してくるのは、こうした点の運動が不十分だからなのではないかと思えます。

逆に、そのような食の安全や学校給食の役割を考える住民のとりくみが浸透したところでは、やはり給食について行政が責任をもつという決断をしているところも数多くあります。偽装請負というのは、労働者を直接雇用するという労働法規との関係で、当局を追及する1つの材料ですが、学校給食の民間委託の問題についての主戦場は、公共サービスとしての給食の意味についてどれだけ住民の理解と共感が得られるのかというところにあるのではないかと申し上げます。

3つめの点ですが、私は2005年に初めてヨーロッパに行き、カルチャーショックを受けました。市場化テストが日本で始まりそうだというときに、朝日新聞の1面で大きく「官と民が競争して民営化をすすめるやり方は、イギリス・アメリカ・オーストラリアで例があって、成果をあげている」と無批判に紹介記事がのりました。私がヨーロッパに行ったのは、現地に行けば、競争入札による民営化の弊害や問題点があるのではないかと、それを告発しなければ、という思いからでした。

調査研究を進めて行くと、公務の民営化や競争入札をイギリスでやっているから日本も導入したと日本の政府は言うのですが、実はイギリスやヨーロッパ、EUでは、民間委託

によって同じ仕事について働き手の労働条件を下げるのが法律で禁止されています。ヨーロッパでは人件費を削る競争としての民営化はやってはいけないと法律で決まっています。自治体の関係者に「ではあなたたちは、どうやって民営化によってコスト削減ができるのか」と聞いたら、「それは民営化したことによってコンピュータを導入したりして合理化をするからです」との答えでした。つまりイギリスの民営化される前の公務職場というのは、コンピュータを導入しないし、たとえば8台の公用車をバラバラに管理するというようなところから、民営化の機会に初めてコンピュータを導入したり、公用車の統一的な管理を始めたということなのです。そのような労働密度の水準でイギリスの民営化というのは議論されているのだということが、行って初めて肌身でわかりました。

日本のどこの公務職場でも、コンピュータを使っていない職場はないし、公用車を統一的に管理していないところもあります。イギリスが市場化テストによる公務の民営化の結果初めて実現した効率化は、公務がやっているままだとつくに日本では卒業済みです。担い手を変えるくらいで効率化できる要素はまったくないところまで日本の公務の効率化は進んでいるのに、そこからさらに乾いた雑巾をしぼるようにもっとコストを下げようとするから、人件費を下げるしかないということに、日本の民営化はなっています。

イギリスでは、働き手を犠牲にすることは、マネージャーとして失格だという考え方が強く、民営化や企業の営業譲渡によって労働条件を下げることはあるまじきことだということが当たり前になっています。日本における公務の民営化や行政改革を外国から輸入する際に、実は、外国で当たり前のように使われているルールの部分だけ除いて、「外国でもやっているのだ。もっとやれもっとやれ」ということをあおり立てているのです。

私もまだまだヨーロッパのことを体系的に、なぜそういうルールができてきたのかまでお話できる程のヨーロッパの専門の研究者ではありません。しかし、外国でやっているから日本もやるべきだという議論にだまされてはいけないということだけは、自信を持って言えるようになりました。問題は、わが国の資本主義社会は、同じ資本主義でも、特別にルールなき資本主義だということです。正規の労働者は過労死・過労自殺するほどの長時間働いているし、非正規の人たちは次々と首切りされ、家も失って、派遣村が生まれるようになっている。他方で大手自動車産業などは、内部留保を巨額にかかえて雇用を支える力を持っているのに雇用を支えない。こうしたあまりにも野放しの凶暴な資本主義を何とかしようと、いろいろな政党も主張しています。みなさんの運動の力で、資本主義社会や、労働者いじめ、公務員いじめにルールをもたらすような方向での改革が進むように願っている次第です。